

伊予市ホームページ広告表現ガイドライン

このガイドラインは、伊予市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティ（使いやすさ）を保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

1 禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「×」などのボタン
- (2) アラートマーク（まるで警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（まるで選択ができるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（まるで入力ができるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（まるで下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (6) G I F アニメ及び F L A S H

2 市ホームページとの区別

次の表現については、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「教育相談」等の一般的な表現を用いて、閲覧者が市の事業であると誤解しやすいもの

3 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

4 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。